

開催日時：令和 6 年 7 月 23 日（火）10：29～14：57

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、野村知宏内閣府地方分権改革推進室参事官、多田聡内閣府地方分権改革推進室参事官事務代理

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 6 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやり取りは次のとおり。

<通番 4：保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等（こども家庭庁）>

（大橋部会長）加算制度の整理・統合についてだが、施設型給付費の加算は合わせると 41 種類もあり、それぞれが類型を異にしている、申請や支給の時期も違えば計算方法も違い、非常に概観性が悪い仕組みになっている。このような仕組みから事務支障が生まれてくると感じる。また、これだけ複雑だと申請する側もなかなか自由に行動できないため、簡素化が必要である。四十数種類の中で挙げられた施設処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲは、ごく一部にとどまるため、これら以外についても全体的な整理をお願いしたいという提案だが、その点に関する認識をお聞かせいただきたい。また、時代ごとに新しく加算ができるということもあるので、今回、整理・統合してもまた新規に加算が創設されると、結局いたちごっこのような形になってしまう。その点も含め整理・統合の見通しが欲しいが、その点を含めた全体的なスケジュールはいかがか。

（こども家庭庁）まず、処遇改善等加算については、来年度から一本化できるよう調整を進めている。加算措置をあまりにも大きくり化してしまうと、そもそも加算毎に趣旨・目的が異なり、それぞれの加算内容をきちんとやっているのか確認できずに、加算が認められず、我々としてはせっかく設けている加算が廃止されてしまうといった危惧もあるので、整理・統合していく上でも慎重に検討を進めているところ。処遇改善等加算以外の加算については、提案自治体からも、かなり多くの施設が取得している加算、半分ぐらいが取得している加算と、あるいは取得している施設がかなり少ない加算など、加算毎にそれぞれ状態があるため、そういった状況をきちんと見極めながらできるものはやっていく。一方で、保育DXを進めていく中で、現状かなり手作業で処理しているようなものについて、システムをうまく構築できれば、かなり簡便に書類の作成や確認がしやすくなるため、そういった点も全体的に考えながら進めていく。加算の整理・統合の第 1 弾は令和 7 年度から処遇改善等加算について検討し、令和 8 年度は、新しいプラットフォームができるのと同時に対応できる加算の整理・統合があれば対応していくということを考えているところ。ただ、加算については、うかつにまとめていくと、だったらもうこれは要らないということにもつながりかねず、施設に対して逆に支援がなくなるということにもなるため、そうならないような形での検討を進めているところ。

（大橋部会長）加算をまとめるということと事務負担の軽減は別途考えられるところもある。加算それぞれを統合すると一個一個の政策目的が曖昧になってしまうということであれば、一定の観点からの加算の意義があるとしても、手続方法やその時期がばらばらだと非常に事務負担がトータルとして大きい。また、取得している施設が多い、少ない、あまり活用されていないといった濃淡もある。今回お示しいただいた処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ以外の加算について、具体的にどのような形で集約され、新規の加算の創設については抑制が利くようにするのかということについて、具体的に第 2 次回答でお示しいただきたい。

（こども家庭庁）できる範囲ではあるが、第 2 次回答で検討する。

（大橋部会長）施設管理プラットフォームについて、問題になっているのが、広域利用の取扱いについて、居住市町村で必要性の認定は行うのだけれども、結局加算の手続等は施設立地の市町村で行うような形になっているため、2 つの自治体の間でデータ共有がきちんと行われないと広域利用の仕組みはなかなか賄えないという

こと。自治体の共通基盤として、広域利用に対応したシステム構築をお願いしたいと思っているが、協議会の検討では、この点についてもテーマとして検討いただけているということか。

(こども家庭庁) 然り。

(大橋部会長) 自治体はこの点に係る検討状況や見通しに非常に関心を持っているため、第2次回答でお示しいただきたい。

(こども家庭庁) 承知した。

(高橋構成員) 施設管理プラットフォームを整備する際には、ユーザーの使い勝手の問題は大きい。その観点で、令和6年の制度設計についても重要だが、令和7年度の施行が極めて重要だと思われる。その際に自治体の職員や保護者に対し利用体験を実施し、使い勝手の良いシステムにしていきたいと考えているが、そういった予定はあるのか。

(こども家庭庁) まさにユーザーサイドとして使い勝手がいいか、どういうものが欲しいかというのは大変重要な情報。基本的に全自治体に対する意見照会も考えている。また、システムを稼働させるときには、いきなり本番というわけではなく、できる範囲ではあるが、利用体験等も取り組んでいきたい。

(勢一部会長代理) この提案は、追加共同提案もかなり多い。提案団体の意見・要望を聴き、協議会の中で共有して、御検討いただきたい。

(こども家庭庁) そのようにしたい。また、この協議会はたくさんの自治体も参加しているが、個別に自治体からヒアリングを行うなど、広く様々な自治体の声を聴いて検討していきたい。

(大橋部会長) これから本格的に全国的な仕組みが整備されていくのだと思うが、提案団体の中には独自システムを先行的に整備したところもある。そうすると先行して一生懸命整備したところが、後発的な国によるシステム整備等により、先行的に整備した仕組みが無駄になってしまうようなことになると、主体的にシステム整備を行う機運を損なうようなことにもなりかねない。独自システムを構築したところについての配慮もお願いしたい。その点についてはいかがか。

(こども家庭庁) まさに自治体に対するヒアリングでの対応や、また、かなり技術的な問題が多いため、専門家の協力を得て、うまくそれが接続できるのかという点についても検討しているところ。

ただ、システム構築に当たって、いろいろ取り込み過ぎると重たくなる、あるいは費用がかかる等の問題もある。その辺りのバランスも含めて、協議会等でしっかりと議論していく。

(大橋部会長) 先行的にシステム整備した自治体は知見を有していると思う。そういった知見を酌み取ると同時に、全国統一的なシステムとの差異に伴って、先行的に整備したシステムが一部無駄になる、修正を加えなければいけないようなことになった場合には、個別的な相談、配慮等を是非お願いしたい。

(坂越室長) 提案団体の神戸市が、加算の事務負担の軽減について、貴庁に要望に行かれていると思う。施設管理プラットフォーム整備の検討中で加算の負担軽減についても配慮されると思うが、具体的にどうするのか、次回、教えていただきたい。

(こども家庭庁) 神戸市は個別に要望に来た経緯もあるが、個別のヒアリングもしっかり対応していきたいと考えている。また、保育DXやシステム整備等により事務負担軽減にかなり対応できる部分もあると思われるため、うまく着地できれば良いと考えているところ。いずれにせよ、施設管理プラットフォームについては、今まさに検討中の段階。令和7年度に仕様作成し、試行運用、そして本格的には令和8年度から稼働というスケジュールの中で、提案内容をうまく酌み取っていきたい。

(高橋構成員) DX化で負担軽減に繋がるという点はよく分かる。ただ、加算項目そのものが複雑で煩瑣という点については、施設経営者にとって経営上の負担になっているのではないか。DXで負担が軽減されるということと、その制度の煩瑣ということについては、ある程度両立はできるが、DX化で克服できないところもある。DXを進めることで負担軽減が図られるため、加算の種類が増えてもいいということではなく、ワンインワンアウトのような形で全体のチェック項目をこれ以上増やさない方向が望ましい。新しく加算の意義が発生したものについては、加算の意義がなくなったものについて取り替える等の方向で是非御検討いただきたいが、いかがか。

(こども家庭庁) 趣旨は我々も理解しているため、その方向で検討したい。ただ、資料の4ページで加算の例において、冷暖房費加算や除雪費加算など、地域によって涼しいところ、あるいは雪があるところなどへの対応もある。また、幼稚園は教育機関であり、幼稚園と保育所では少し異なっている加算などがある。施設としては、幼稚園・保育所であれば知っておくべき加算はそれぞれあるが、一方、自治体としてはその両方を知っておかなければならないため、種類が多いという意見と史料する。どこまで整理できるかは、最終的には幼稚園や保育所の

機能そのものの話にもつながっていくことにもなるため、そういったことも含め、検討がさらに必要。

(高橋構成員) 今後検討をお願いしたい。

(大橋部会長) それでは、第2次ヒアリングのときには具体的にお話しいただくようお願いしたい。

(こども家庭庁) 了解した。

<通番 12: 保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し (こども家庭庁) >

(大橋部会長) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の関係規定は参酌するもので、学校保健安全法に準じて行うものというところを柔軟に考えて、乳幼児の状態に応じて検診を実施していれば、このような提案はなかったと思うが、提案を見ると、学校と同じような形で求められていると受け取っている。

追加共同提案団体も多く、法令上当り前であることとは反して、そちらからしたら誤解だと思われるようなことが一般化している。どこまでのことが本当に必要なかということと、母子保健法に基づく乳幼児健診と重複して回数が多くなるというのは過剰な検査にもなるため、すっきり整理していただきたいということだと思う。子どもの健康を守る上で必要なものはあるだろうが、過剰なスペックになっているところは見直していただきたい。アンケートや調査を行うのか。

(こども家庭庁) 然り。

(大橋部会長) そのときは事務局とも相談し、広く行ってもらい、それを踏まえて第2次回答を準備いただきたい。

(こども家庭庁) 承知した。

(伊藤構成員) 全体的にはいつぐらいまでに御対応いただけるのか、今の時点での見通しを教えていただきたいということと、資料の11ページで、少なくとも1年に2回という回数が指定されていて、提案団体からはこれがかかり過大であるという意見が寄せられている。回数も含めて是非御検討いただきたい。

(こども家庭庁) 調査については、今年度内に調査結果を出すという形で進めていきたい。

また、2回の診断ということだが、学校と違うところということもあるので、実態調査の結果あるいは関係団体の御意見もいただいて、どう取扱うのが適切なのかということを考えていきたい。

(大橋部会長) 最終的な制度改正の到達点だが、省令を書き改めてということなのか。それとも、通達等で理解を深めれば足りるのか、如何か。

(こども家庭庁) 参酌基準になっているので、今でも柔軟な取扱いができる。ただ、自治体で、国の基準で書いてあるところをそのままなぞるという取扱いが実情と思うので、実態調査の結果も踏まえて国からこういう趣旨ということを示すことは可能。

(高橋構成員) 令和4年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業で、視力について、1歳だと0.2で、2歳だと0.5で、3歳は0.6~0.9になると例示がされている。こういう例示があると結局やらなければならないと思うのではないかと思う。国の示し方についても、技術的な助言のほうが私は良いと思う。

(こども家庭庁) 示し方については、我々としても全く異論はないので、そういう方向で対応したい。

(大橋部会長) 事務局、省令を改正しなくても、明確に書いた文書がこども家庭庁等から出れば、それで応じたことになるのか。

(坂本参事官) 気になるのは、省令で「少なくとも1年に2回」と規定されている部分。

(こども家庭庁) その部分を見直す場合は省令改正ということになるが、子どもの成育状況の確認や安全確保の意味合いもあるので、専門の団体等の御意見もいただいて、本当に外して大丈夫ということであれば、そこは柔軟に対応したいので、今後の調査研究の中で検討していきたい。

(坂越室長) 見直す場合は今年度内というお話があったが、調査されて、第2次回答でその調査結果を踏まえてどういう方針で臨むかということをお説明されて、その後、見直す場合には、年末の見直しを対処方針の中に方向性を書いて、その後、省令改正をするのであれば省令改正を年度内に行う、そのようなスケジュール感なのか。

(こども家庭庁) 実態調査の結果が出るのが年度内になるので、その結果を踏まえて、どう対応するかはまたその後ということ。

(大橋部会長) 今年度の提案の枠の中には収まらないということか。

(こども家庭庁) 結論は、難しいと思う。

(大橋部会長) 方向性をきちんと示していただけるということは大丈夫なのか。

(こども家庭庁) 調査結果は、現時点のスケジュールでは、年度末に調査結果が出るということになっている。

(大橋部会長) どれぐらいの調査をやるかという問題に関しては、私どもが見ても無理があるだろうという内容の

ものがある。自治体で実際には実施が難しいということを確認いただいて、専門家の方に、これくらいの頻度でやれば大丈夫と確認が取れば良いくらいなので、時間との関係をお考えいただきたい。提案募集は年度の中でやっている提案の仕組みで、法律の改正が絡むものでも無理してお願いしているが、省令改正で済むものをそこまでの時間をかけるのは、異例という気がするので、是非スピードアップいただいて、第2次回答で、省令改正が後になるにせよ、方向性はお示しいたごいて、私どもも提案団体に返事ができるというくらいのことをお願いしたい。

(こども家庭庁) 補足すると、今回の御要望も踏まえて、調査研究は我々のリソースを急遽手当として、これから秋口以降に行いたいと思っている。

検討に当たっては、実態も把握するが、それぞれの医療の現場から、スクリーニングとしてどのようなものが必要なのかという御意見もあるかと思う。乳幼児健診等でカバーできる場所もあるかと思うが、その御意見は伺った上で、御指摘のようになるべく早期に結論は出せるように努力したいが、専門的な見解との調整は必要になる。

(大橋部会長) 第2次ヒアリングがあるので、その段階で集約できたものはお聞かせいただけるということで、できれば方向性を是非そこでお聞きしたいと思うので、お願いしたい。

(こども家庭庁) 我々としても、スピードアップには努めていきたいと思うが、丁寧にやらないと、子どもの安全・安心に関わる話なので、無理して先にスケジュールありきだと、こじれたりすることもあり得るので、そこは慎重な対応をしたい。後ろ向きという意味ではなくて、きちんと手順を踏んでいかないと、できるものもできなくなる可能性があるため、そこは御理解をいただきたい。

<通番9：児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し（こども家庭庁）>

(大橋部会長) まず児童手当の支給に係る所得審査の廃止についてであるが、今までは所得が要件になっていたため、所得審査が、金額の適正さの担保と、二重支給の防止の2つの意味を持っていたと思う。所得制限が廃止されることにより、二重支給を防ぐということが所得審査の主たる目的となる場所、従前の仕組みを続けることが、二重支給の防止としては過剰ではないかというのが基本的な認識だ。

提案団体では、現行の所得審査を実行するために、手入力で1,000人程度の情報連携を行っているということであり、現場が人海戦術のような形で人や労力を割いている。現場の事務に係るコストについて、もう少しお考えいただけませんか。

自治体としては、より簡便に二重支給の防止を行う方法があるので、簡単なやり方でできる場所はやらせてほしいと考えている。所得の多寡だけでなく、社会保障や税法上の扶養の状況等も考慮して総合的に判断することなので、所得を調べる以外に要素も入ってきており、非常に重い事務負担になっている。客観的に世帯主で判断することや、情報連携で二重支給をチェックするといったことをお考えいただかなければ、全国的に負担が重過ぎる。必要な子供へ支給されれば良いので、法律の改正も含めて、所得制限が無くなった後の所得審査についてお考えいただきたいと思うがいかがか。

(こども家庭庁) 御指摘のとおり、所得要件が撤廃されるため、これまでのような所得の確認方法を続けることについて、我々も再検討する余地があるかと考えている。今回、児童手当が高校生年代まで引き上げられたことや、所得要件を撤廃したことに伴い、大規模なシステム改修があるため、これまでそこにかんりの労力を割いてきたわけだが、事務負担の問題についても改めて御提案いただいたので検討したい。ただし、支給先を変更することは、機微なことに触れる場合があり、父母どちらかの選択制にしたことに伴うハレーション等について、まだ十分にヒアリングをしていない現状であるため、そこは改めて自治体にヒアリングさせていただく。

また、先ほど法律上は少なくとも所得は確認する必要があると申し上げたが、今後、毎年所得確認をこれまでどおりのやり方で続けるのかということについては、もう少し柔軟にあるいは簡素化する方向が考えられないか、自治体の方から改めてヒアリングをした上で検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) 今回、追加共同提案の団体も非常に多く、各自治体での所得確認の件数は相当多い様子であり、それらについてチェックをするというのは事務負担として大き過ぎる問題があると思うので、具体的な制度設計はお任せするが、二重支給を防止するという観点から、簡素な方法をまず提案いただきたい。また、こういう分野こそデジタルの仕組みを活用することが望ましいと考える。そうした見通しを立てていただき、是非今回の提案を契機に、所得照会の際に自治体職員が全国で汗をかいている現状を見直すという方向で、自治体の声も聴き

ながら、実現いただければと思う。

(高橋構成員) 条文を拝見したが、当該児童の生計を維持する程度の高い者というのは、所得にこだわった規定である。そもそも児童手当の所得要件が撤廃されたことに鑑みれば、この条文は見直したほうがいいのではないかと考える。監護というのが基本的に児童手当を受ける者にとっては非常に重要な要件だと思うので、「監護していて、世帯に2人いるときには、監護を主に担う者として届けた者」というように変えていただくというのが、所得要件を撤廃した場合の法律の規定として適切だと思うがいかがか。

(こども家庭庁) 今回所得制限は撤廃されたが、支給の在り方や額の決定に当たって所得を考慮するのをやめたというものである。どちらに支給するかというのは、児童手当が生計の助けになるものだという発想から生まれているため、主たる生計を維持する者に支給するという児童手当としての性質は変わらない。ただ、法律を検討する際にも、所得の取扱いをそのままにするかどうするかという検討はしたが、今は所得を基準としてどちらに支給するかを決定しているという現状があるので、ここを大きく変えるよりは、調整規定としても、現行の所得の多寡で誰に支給するかを決めるというところは堅持したほうが、現場の混乱もなく良いだろうと考えている。

今までは所得制限もあったため、現況確認ということで毎年6月に所得を全部確認し、誰に支給するかを調整していただいていた。しかし、今後は、現況の確認としては監護しているかどうかということがメインになるので、どちらに支給するか決定については、これまでの事務や、児童手当が生計を維持する方の生計の補助であるという要素も考慮し、現行の考え方を堅持させていただき一方で、一旦支給が決定した後の更新の手続については、何か工夫ができないかと考えている。例えば、今後の年度の更新については、本人達から訴えがあった場合は再決定、例えば、今まで父親が受給していたが母親が受給するようにしたいといった要望があれば受給者の変更をするが、要望がない限りは、一旦決めた支給先を変更しないという形ができないか。これは一例だが、こういうことを考えていきたい。

恐らくこれで要望のあった毎年の膨大な作業が簡素化されると思っているが、我々も直接事務をしていないため、要望いただいた自治体や他の自治体にも幾つか取材を行い、本当にこれが負担軽減になるのかを確認しながら進めていきたい。

(大橋部会長) 提案団体は年度更新の所得確認の廃止を求めているのか。それとも、申請時からの所得確認の廃止を求めているのか。

(坂本参事官) 両方求めているものではあるが、お話のとおり、毎年行っている所得審査を無くすだけでも相当な事務負担軽減になる。

(高橋構成員) 私も東京都で児童扶養手当の不服申立てをやっていたが、監護しているかが考え方の中心なのではないか。子供を主に育てている人に支給するというのが基本だと思っている。そのため、世帯があり、その世帯に児童がいるのであれば、その世帯に支給するというのが基本だと考える。その世帯に2人いる時にどちらに支給するかというのは、実際に世帯を共にしている、監護していることとなる者で考えるものであり、そこを生計要件にこだわるのはどうかと私自身は思っている。その辺りも御検討いただきたい。

(こども家庭庁) 当然、監護をしていることは大前提であり、2人で監護している場合にどちらが主と考えるかだが、これも併せて自治体の方に聞いておこうと思うが、自治体側からすると、説明できるルールがあったほうが運用しやすいのではないかと考えている。所得というのは毎年確認ができるので、最初の支給決定のときには所得を使うというルールでやってきた。

いずれにせよ御指摘も踏まえ、自治体にとって事務負担が減るのはどういうやり方かという目線で検討させていただきたい。

(大橋部会長) もう一つの転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直しについてだが、3つの案が提示されている。デジタルの時代であるため、紙の連絡票というのは控えるということになると、残る方法は2つだと思う。御回答いただいたシステム改修に対応いただけるということであれば、これも1つの方法かと思う。具体的には住民基本台帳ネットワークシステムを使ってなのか、マイナンバーのシステム関係なのか、具体的な方法とスケジュール、どのような形でこのシステム改修を実現いただけるのかという2点についてお示しいただきたい。

(こども家庭庁) まだ決定していないが、住民基本台帳ネットワークシステムか、児童手当のシステムのどちらかで対応できるかと考えている。

システム改修は時間かかるため、最速でも令和8年度からという予定になっている。少しお待ちいただく形にはなるが、いずれにしてもシステム改修はそういうスケジュール感になる。

(大橋部会長) 少し時間はかかるが、システム改修までやってもらうということであれば、仕方がないか。

(坂本参事官) 標準化の関連で令和8年ということか。

(こども家庭庁) 標準化の関連というよりも、これから要件を確定して、システム改修の通常のスケジュールの枠にのせていくというスケジュールになるところである。

(坂本参事官) 承知した。システムだとどうしても時間はかかるので、そこはやむを得ないものとする。

(大橋部会長) どちらのシステムで対応するかも決まらないのか。第2次回答の時にお示しいただけないか。

(こども家庭庁) それぞれの関係省庁と改修のしやすさの相談と、自治体側は住民基本台帳ネットワークシステムが良いのか、児童手当のシステムの方が良いのかということも取材して決めたいと思っている。第2次回答の時までに間に合わせられたら良いが、約束する自信はない。

(坂越室長) せっかくこの提案が出てきているので、総務省に住民基本台帳ネットワークシステムの話をしていただき、この機会にできる限り詰めていただけるとありがたい。

(大橋部会長) 是非御努力いただいた成果を第2次回答のときにお待ちしている。

<通番 11：地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 第1次回答の最後の部分で、確保に苦慮している現状は十分承知いただいているということであるが、本年度末で期限が切れるため、延長をお願いしたい。また、事業の運営にも関わる内容であるため、なるべく早くお示しいただきたい。特に、条件を付すというお話もあったが、準備の関係もあるため、この点についても早く示していただきたい。

(こども家庭庁) 経過措置自体は、延長を大前提として経過措置を設けているわけでないため、そういう意味では、自治体やこの業界を含めて基本的にはここで経過措置が切れる前提のもと、現在、様々な取組をされていると、制度を所管している我々は認識している。

その上で、御指摘は承知している。この先どうするかという方針の部分は早めに示せるように、調査のほうも急いで取り組んでまいりたいと思っている。

(大橋部会長) このような経過措置の問題というのは、これまでの提案でも多くある。福祉の関係、特に子供や保育園の関係で、なかなか人がいなかったり、資格がなかったり、土地がなかったりなど様々な理由でできないところがあったということで、当初、経過措置はここまでと考えていたが、実際それを延ばすということはこれまでも度々行っていただいている。なるべく早めに経過措置の判断をしていただくようにこれまでもお願いしてきたので、今回も是非そのような形をお願いしたい。

また、連携施設の要件について検討を進められているということであるが、集団でいろいろなことを学ばせるという体験を重視するのであれば、大きな施設のところに小さいところが加わって集団を体験するというのもあるだろうが、小さい同士が寄り合いで集まって集団を体験するというのも一つあり得るのではないか。そもそもなぜそのような類型が既に認められていないのかという点について疑問を持っている。要件の在り方を考える上では、現状に即して検討いただきたいと思うが、いかがか。

(こども家庭庁) そもそも小規模保育について、本来保育園であるべき要件よりも少し緩めて設定して、例えば専門職員の数といったようなことも含めて設定している。そういった専門職員の数が減っているところ同士で連携することによって、本来我々が考えている集団保育について、ただ単に子供がたくさんいるということではなくて、その中で子供たちをどう育てていくかについての指導がきちんとできるという体制がどう整っているかについて我々としては気になるところ。

そういった中で、ある程度連携ができていない自治体がある。既に過疎地域のような連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいては連携を不要としている。調査の結果、こういったやり方だったらできるのではないかとすることがあったら、そういった形でやっていく。なかなか難しいところもあるということであれば、そこは検討していくということになるが、現時点ではこういう方向でやるということまでは至っていない。

(大橋部会長) これは過疎地域からの提案という性格のものではなく、提案している団体は、大阪市以外に仙台市や浜松市、神戸市、広島市、熊本市であり、政令指定都市のような都市部でも、従来の連携のハードルが高いというような要望が来ている。仮に地域型保育事業者同士が連携する場合も要件を充たしたと認める場合に、今までにはなかった、例えばこのようなことがあれば認めるという、何か形で条件をお示しいただくことが重要であると思うが、そこら辺は具体的にはどのようにお考えか。

(こども家庭庁) まさに今、実態調査をしているところであるが、やれているところがどういう理由で、やれていないところがどういう理由、事情があってそうなっているかをしっかり踏まえながら、一番大切なのは、目的である子供の成長をどのようにしっかり保障していくかということ。そこを担保できる方法で、実態に即した形を考えていきたいと思う。御指摘は承知したので、しっかり考えていきたい。

(こども家庭庁) 補足すると、自治体とその施設との距離感は、自治体によって大きな違いがある。例えば小規模保育の連携先の確保について主導的な役割を果たしている自治体もあれば、それは施設同士で検討すべきという一歩引いた形で行っている自治体もある中で、全国的にどういった対応ができるのかというようなこともまさに今、検討しているところ。

(大橋部会長) 自治体にどこまでの努力を標準として求めるのかという問題もあるが、集団保育について地域型保育事業者同士が連携する場合も要件を充たしたこととしていただきたいという需要があることは今、顕在化している。要件について柔軟に在り方を検討いただきたい。

(坂越室長) 今年度末で経過措置が終了するので、早めに方針を決める必要があるが、第2次回答では実態調査を踏まえて何らかの検討内容をお示しいただけるというようなことでよろしいか。

(こども家庭庁) 実態調査自体は、一回まず自治体に全部アンケート調査でまいた上で、必要に応じてヒアリングを実施する可能性がある。第2次回答は秋口か。

(平沢参事官) 8月末である。

(こども家庭庁) 8月末は厳しいかもしれないが、いずれにしても年末までには私どもは結論を得る必要があると思っているので、第2次回答かどうかは別として、そういうスピード感でしっかりやっていきたいと思っている。

(坂越室長) 仮に条件つきで再延長になった場合に、その旨、年末の対処方針に書くことになると思うが、条件については、自治体や事業者は敏感に反応すると思う。クリアできるような条件なのかどうかということを実際に聞く必要があると思うが、具体的な条件の内容はいつぐらいに明らかになっていくのかスケジュールをお示しいただきたい。

(大橋部会長) 第2次ヒアリングでお示しいただけるか。

(こども家庭庁) 調査結果が出てくるのが9月になる。その上で、例えば連携の実態が、仮説であるが、ほぼ100%世の中で連携が進んでいる状況であれば、対応はいろいろ変わってくる。逆に、前回確認した際の6割程からどれぐらい進んでいるか。また、それぞれの中身を確認した後、どういう形でどういう努力が現場で行われているのかも聞いていく必要があるので、それを踏まえた上で、こういう御提案も踏まえながら、どういうふうにやっていくかを順番というよりは並行してということだと思う。いつまでにどこまでというのをクリアに、何月までというのは今、示せない状況ではあるが、第2次回答の8月末の段階では、どうしていくかということまではしっかりとお示ししたいと思っている。

(大橋部会長) 今までも経過措置の延長は多く実現してきたが、今回条件をつけるとかということになると、例外的な取扱いになるので、そのアウトラインは第2次回答でお示しいただきたい。

(こども家庭庁) 第2次回答でどこまでお示しできるかは、これからの調査やヒアリング次第であるが、我々としてはできるだけ誠実に回答できるところは回答していきたいと思う。

一方、先ほど経過措置の延長について条件をさらにつけるといことは例外的というお話もあったが、実は我々は最近、認可外保育施設の無償化措置の延長を実施したが、こちらについては、自治体が特に認めた場合や、特定の夜間保育の場合、あるいは外国人保育に限って特別に延長を認めたというような、条件をつけて延長したという例もある。自治体ときちんと話をし、自治体が納得いくような形での調整を踏まえた上でやっているところであるため、本件についても、これまでどおりしっかりと自治体と調整しながら進めていきたいと思っている。

(勢一部会長代理) しっかり調査をして御検討というのは非常に大事だと思うが、本年度経過措置が切れるという段階の運用状況であるから、当然現場がどうなっているのかはある程度は把握されておられると思うので、全く一から情報を新たに集めるというレベルの調査までする必要はないように思われる。子供の保育という、まさに現場で目の前でニーズがあるところであるから、一刻も早く対応することが必要であるので、是非速く御検討いただければと思う。

(大橋部会長) それでは、こちらの問題意識は伝えたため、スピード感は御理解いただいて、なるべく具体的な方向性を含めて、第2次回答でお聞かせいただきたい。

<通番8：障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し（こども家庭庁）>

（こども家庭庁）障害福祉サービスの定員等は、3年ごとの障害福祉サービス等の報酬改定時に見直しており、今ある基準は令和6年4月からスタートしたばかりの基準である。次は令和9年度に改定を予定しており、今回いただいた御要望も、各自治体の意見等を聞きながら、その中で検討すべき問題だと思っている。

（大橋部会長）本件は、現行の人員基準では障害児の数が10名以下の事業所については一律に従うべき基準となっており、中山間地域等における利用者の少ない小規模な事業所では人材確保や採算の面から運営が困難だという問題から出てきている提案だと思う。

平成26年の提案募集においても類似の提案があったが、結局、10年経っても変化がないという状況である。10年経っても変化がないということは、ナショナルミニマムが達成できていない状況が続いているということである。

例えば提案団体の鳥取県では、県内19市町村のうち、約半分には児童発達支援事業所が、約3分の1には放課後等デイサービス事業所が1か所もない状況である。

中山間地域等においては現行の人員基準は厳し過ぎて、廃業してしまった事業所もあるという報告も受けているほか、中山間地域等に住んでいる障害児が1時間以上かけて放課後等デイサービスに通っているという具体的な支障も挙がっている。しかも、これがここ数年でなく10年間解消されていない。その根幹は、全国一律の人員基準が中山間地域等には全くフィットしていないことである。

第1次回答において、「体制の整備を支援してまいりたい」と書かれているが、はっきり言ってこの基準が阻害要因になっているという認識であるため、この基準を緩めていただきたい。

そして、恐らく代案という意味で、共生型サービスを御紹介いただいているが、令和5年10月サービス提供分においては、介護保険事業所のうち、共生型事業所として児童発達支援を実施している事業所数は32、放課後等デイサービスを実施している事業所数は133、それぞれがサービス全体に占める割合は約0.3%、約0.6%であり、これほどしか活用が広がっていないものが代案になるとは全く思えない。具体的で現実的な代案を示していただくか、ないしは人員基準を緩めていただくかのどちらかではないか。

（こども家庭庁）資料をお出しできていなくて申し訳ないが、共生型サービスだけが対案というわけではなく、多機能型事業所としてほかの事業と組み合わせられて実施されているケースもある。

毎回、障害福祉サービス等の報酬を改定する際には、自治体等の意見も聞きながら、いろいろな方の御意見を踏まえて決定しているが、ある程度の人数で事業所を運営するというのが基本になっているのが実情である。

御提案いただいた個別の自治体において、地理的環境や障害児の方の状態像がどうなっているかといった実情が分からないため何とも言えないが、共生型事業所や多機能型事業所以外にも、例えば実際に保育所の中で、一般施策の中で障害児加算を活用しているところもあるため、そういったものも活用しながら工夫していただくなど、やり方としてはいろいろあるのではないかと考えており、必ずしも10名という基準が駄目だというわけではないのではないかと私どもとしては思っている。

ただ、先ほど申し上げたように、3年ごとに報酬改定をしているため、御意見を踏まえて次回の改定時に検討させていただくことはあり得ると思っている。

（大橋部会長）先ほどは鳥取県の例を挙げたが、本件の提案団体を見ると、鳥取に限定された話ではなく、滋賀県、大阪府、和歌山県や、全国知事会、中国地方知事会等からも同じ問題が指摘されている。

平成26年には神奈川県をはじめとして兵庫県、和歌山県、徳島県等から類似の提案が出されているが、このように恒常的な問題であり、全国的にうまくいっていないのだと思う。そして、10年間ナショナルミニマムが達成できないまま、ここに来て出された代案が先ほどのようなものだとすると、もっと具体的で実効性のあるものを示していただかなければ、令和9年度までとても待つことができない。この提案募集制度自体が、今年第2次回答をいただいて、今年度内で一定の解決を見るという仕組みであるため、その中でもっとリアリティーがある代案なり具体策をいただきたい。

（こども家庭庁）各自治体の様子をもう少し見させていただければと思っているが、報酬改定は3年ごとに実施しており、令和6年4月から新しい基準がスタートしたばかりであるため、今何か基準を変えてしまうと、それに向けてやってきた方の混乱を招いてしまうため、私どもとしては御提案いただいた内容は十分承知しているが、次に向けての検討とさせていただきたい。

一方で、個別の自治体の事情がいろいろあると思うので、どういう事例であれば、自治体で児童発達支援事業

所なり、放課後等デイサービス事業所なりを設けていただけるかというのは、もし可能であれば個別にお話しさせていただけると大変ありがたい。

(大橋部会長) 是非事務局を介して提案団体から具体的に話を聞いていただきたい。

こども政策推進会議でも地域の支援体制整備ということをおっしゃっているにもかかわらず、これだけ中山間地域を中心として整備が行われていないということからすると、これは具体的に見ていただく必要がある。

この提案自体、今始まったような問題では全くなく、サービスを受けられない人はずっとサービスの外に置かれており、その弊害は続いたままである。報酬改定の時期というのはその人たちにとっては全く関係のない事柄であるため、そこに手を差し伸べられるような代案なり、具体策なり、指針や見通しを是非お示しいただきたい。

(こども家庭庁) お許しいただけるのであれば、事務局を通して提案団体から話を聞かせていただきたい。

(大橋部会長) 現時点では状況を把握されていないのか。ずっと出てきている問題であるため、継続的な形でフォローいただけているものと思っていた。

(こども家庭庁) 個別に要望として上がってきて把握しているものもあるが、これに特化して個別の自治体から話を聞いているということではないと認識している。

(高橋構成員) ある程度の人数がいることを前提にしているということをおっしゃった。しかしながら、現状、中山間地域等の事業所においては人材の確保が難しく、かつ、障害児に対してサービスを提供する性質上、それほど利用者がいらっしゃるわけではないため、少人数の方に対するサービスの在り方をしっかりと考える時期に来ているのではないかと思う。そういった発想が今の御説明にはなかったが、その辺はどのようにお考えなのか。

(こども家庭庁) 障害児のお子さんはいろいろな状態像があるため、1人の支援員が見るのではなく、複数の目で見ることが必要ではないかという考えで、基準としては障害児10人に対して支援員が2人という設定をしている。

ただ、人数が減ってきている中で、いろいろ考える必要があるのではないかというはおっしゃるとおりであるため、確かに数は少ないかもしれないが、共生型事業所や多機能型事業所をつくって、このサービスに限らずほかのサービスと組み合わせることで提供することによって、複数の目で見ることができないのではないかと考えている。

(高橋構成員) 実際上、それがなかなか広がっていない中で、サービスに穴が空いているのが現状である。そこをしっかりと今の段階で考え直す必要があるのではないか。

(こども家庭庁) 全国的に見ると、児童発達支援も放課後等デイサービスともに、利用者数も事業所数もすごく増えており、決して先細っているサービスではない。ただ、おっしゃるように、中山間地域等で利用者数が少ないということはあると思うので、御指摘を踏まえてよく考えたい。

(大橋部会長) 全国一律でやっていったときに、うまくいって、今おっしゃったような形で数が伸びているところは全然問題がないと思う。そうではなくて、それが当てはまらないエリアが具体的に挙がっており、追加共同提案団体として北海道、長野県、高知県というところからも声が出てきているため、そのような地域に合わせた特別な手当なり、基準なりというもので二段構えの形で制度をつくらなければ、全国一律の基準では、結局、基準を満たせないところには事業所が設置されないままである。

一定のサービスの質を確保されたいという考えは理解できるが、それはサービスの提供が始まった後の話であり、そもそもこの基準があるためにサービスにたどり着けない人がたくさん生まれてしまっているというのは、基準どころの騒ぎではなくて、そういったところにケアが行き届いていないということである。

こども政策推進会議を受けて、人がどこに住もうと同じような形で支援を受けることができるような社会にしていくための整備を進めているのだとすると、その辺りの配慮や手だてが欠けているのではないかと感じる。

提案団体の意見を聞いていただいたうえで、第2次ヒアリングの際に、具体的にこれができてこれが利用できるというような道筋が立てばよいが、そうでなければ、特例なり、緩和なり、新しい枠組みをつくっていただくということがなければ、また10年同じような形で問題がずっと続いていってしまうことが見えているため、是非ここで一区切り対応を取っていただきたい。

(高橋構成員) 障害児の方々の状態像が多様なため複数の目でおっしゃったことについて、それもそうだと思う。しかしながら、複数の目で見るとということについては、例えば、今はネット社会であるため、障害児の挙動のようなものを映像で共有しながら、このような症状についてはこういうふうに対応すればよいのではないか

といったことを施設間で意見交換するなど、一人の独断ではまずいというのであれば、そういう形で情報共有しながら、施設間で多様に協力し合って適切なサービスを提供するということはあると思う。

その辺も含めて、杓子定規に基準で対応するのではなく、もう少し別の形で対応策を考えるということもあり得るのではないか。

(大橋部会長) それでは、こちらの問題意識をお伝えしたので、提案団体から話を聞いていただき、サービスに穴が空いてしまっているところについて、どういう形でそこをケアできるのかということについての具体的な案を踏まえた形で第2次ヒアリングを行いたいと思う。

＜通番 10：児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長（こども家庭庁）＞

(大橋部会長) 御説明の中で令和3年以降継続して注意喚起を行ってきたとあったが、提案団体からは基準案として具体的な形で説明がなされたのは令和5年9月との話があり、そうすると、仕組みの全体像が示されてから、どう準備して対応し、円滑に進めていくかを考えるには、2年間の経過措置期間は短くないか。

また、他の児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過期間が2年であることを理由に挙げているが、ある程度規模を拡張して必要な職員数を確保しようとする、養成しながら計画的に採用していかざるを得ず、具体的な養成人数、増員の計画との関係から、この経過措置期間の枠の中では実際に難しいという声が挙がっていることを踏まえれば、貴庁の理由は形式的過ぎないかとの印象をもった。

さらに、当初は要望書が大阪市から出されているが、今回の共同提案団体を見ると、大阪市以外に、京都府、兵庫県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合及び指定都市市長会と、非常に幅広い地域から出されており、追加共同提案団体では、北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県から出されていることを考えても、新しい仕組みへの移行がこの経過措置期間の中では難しいということが全国から寄せられている状況であるため、その実態を踏まえて柔軟に対応をお願いしたい。

(こども家庭庁) 一時保護施設というのは、虐待を受けた子どもたちが通常は長くても2か月ぐらいの短期で入所する施設であり、その子どもたちのケアをしっかりとするという観点から閣議決定等でも改善が必要だと言われて対処したものである。経過措置期間を5年に延長することが本当に良いのか。

経過措置期間2年について、本来は令和6年4月に整えてもらいたいところを、やはり大変だということで2年にしている。体制を整える期間が、2年ではなくて5年で良いと言えるかどうか。私どもとしては一刻も早く整えなければという観点から、長くても2年ではないかと考えている。

(大橋部会長) 自治体も一刻も早く体制を整えたいと考えていると思うが、やはり人があってのことなのであり、現実的なマンパワーがどういう形で充足できるかということについては、機械導入のようにいきなり新しい仕組みが始まるということではなく、体制整備には時間がかかるもので、その場合に地域の実情や要求される資格の関係で一定のタイムラグが生まれるということは、高みを目指す場合には必然的に伴う問題である。それがいつも2年で収まることは決してない。このため、より良い形に拡充しようとする自治体を制度的に支援して、中長期的には実現できるという道を選んだほうが良いのではないか。

そうでないと、このような支援体制拡大の試みもなされず、結局は小さいままで終わってしまうことにならざるを得ないと思う。これは人材育成も踏まえて初めて実現できるような問題である。しかも、職員の専門性も要求されているようなところでの移行だということを考えると、経過措置期間の設定を柔軟に考える余地はないのか。

(こども家庭庁) 我々としては、一時保護施設は、今の状況では子どもが安心して過ごせる環境という点ではなかなか厳しいであろうというところで、しっかりと改善して、傷ついている子どもたちが安心して過ごせる場に一刻も早くしたいという思いで基準を改正したところである。

ただ、御指摘のように、それをを行う人がついてこないと環境が整わないというのはそのとおりだと思っており、この兼ね合いで何とか2年で整備をいただきたいという趣旨で、経過措置期間を2年に設定をした。

大阪市が非常に頑張っているがゆえにこの状況にあるということは理解しているが、他自治体においては、2年で体制を整備しなければいけないというところで、人事を担当している組織部局等とも折衝をして、しっかりと人を確保しようと努力をいただいているところでもある。そのように努力いただくということを我々としてはお願いをしたい。兼ね合いの点で2年がぎりぎりのところではないかというのが我々の考えである。

(大橋部会長) 制度移行をするときには自治体の意見を聞くことは大事な点であり、始めてみたら、圧倒的に多く

の自治体から共同提案されているというのは、移行の時期としては急ぎ過ぎで、ついていけないという意見が出ているように見える。そのため、頑張っているところは頑張っているのだからやりなさいというような形で返答できないと思うが、そこはいかがか。

(こども家庭庁) まず、大阪市については資料を見せていただいているが、それ以外の自治体とも個別に話をさせていただけるのであれば、そういった自治体からも様々御意見をお伺いし、どのような対応があり得るのかなど、対話を通じて、2年以内に収まるかどうかというところも含め我々も一緒に考えていきたいと思う。

(高橋構成員) 通常、経過措置期間は2年だと思うが、こうやって共同提案としてたくさんの自治体が手を挙げているということからすると、この施設の性格上、なかなか2年では難しかったのではないかというふうに思わざるを得ない。

そうしたときに、杓子定規に2年でやれと言われた自治体担当者の精神的な負担はものすごく大きくて、もともと無理なものを全国一律でやれと言われる負担を考えれば、個別にきちっと実情を見て、自治体がしっかりと努力している場合は、経過措置期間を合理的な期間に再度設定するということもあり得るのではないか。

(こども家庭庁) 先ほども申し上げたが、個別の自治体と話をし、実情をよく伺いたい。本当に無理なのか、それとも頑張ったら対応できるかもしれないけれども、経過措置期間が5年あればもっとよくできるかもしれないという思いなのか、様々あるかと思うので、そこは聞かせていただきたい。

(大橋部会長) その場合一対一という形になると自治体のほうも考えるところがあると思うので、事務局を挟んで、そういう場できちんと提案の趣旨を聞いて、その中で今回の提案のベースにある切迫した状況と、やろうとしても大変であるとの提案だと思うので、そこを受け止めて、それを踏まえた形での対応案を第2次ヒアリングのときに聞かせていただきたい。

(伊藤構成員) 重ねてということになるが、立場上の考え方については非常によく分かるし、現場で困っている方に対し早く体制整備をしたいということは国も自治体も同じ考えだと理解している。

ただ、今回、仮に経過措置期間が2年で動かさないということになると、恐らく2年後あるいは来年度にもう一回同様の提案が出てくる。結局、現場で期限を区切られてもできないものはできないというようなことになってしまう可能性があるため、是非自治体のほうの現場の御意見をきちんと吸い上げていただきたい。

(こども家庭庁) 承知した。

(大橋部会長) 確かに、何回も何回も延長でやっていくという提案は今までもたくさん事例があるが、そうすると、結局、すごく刹那的に短期で考えるようなことにしかならないため、本当に計画的にやりたいということであれば、それでやらせてみるほうが問題解決としては早いという気もするので、柔軟な対応をお願いしたい。

(高橋構成員) 聞くときは事務局とよく調整し、自治体の財政当局との関係などもあると思うので、施設担当者だけでなく、自治体の分権の担当者も交えて、きちっとヒアリングしていただくということをお願いしたい。

(勢一部会長代理) 御検討いただけるということでよろしくをお願いしたい。令和3年度以降、継続的にずっと情報提供、注意喚起しているところがあるが、それは難しい、ハードルが高いことだという理解が恐らく制度設計した貴庁にもあったため、事前に周知をして、準備をしてほしいという趣旨だと思う。それでもなお厳しいというのが今回の御提案であり、現場の声を聞くことが非常に大事なのだが、提案団体によると、児童虐待の相談ケースも増えて、他の施設でも専門の職員がいないと回らなくなってきたという実情があり、制度をつくったとき以降の状況の変化があるはずなので、人材確保の難易度が上がっていることも確認し、どのくらい対応が必要なのかというのを御検討いただきたい。

(大橋部会長) こちらの問題意識を伝えたため、自治体の提案の意向も聞き、第2次ヒアリングまでにさらに具体的な案をいただきたい。

<通番14：中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長) 今回の提案は、中山間地域の訪問介護の担い手不足というところ、特に訪問介護事業所が減少傾向にあるようなところからの提案で、鳥取、山形、広島、徳島という形で広くいろいろなところから出されているものである。

現行制度の下でも、所定の基準を満たした場合には通所介護事業所でも併設ができるとか、一定基準を満たした場合には基準該当居宅サービスがあると回答があったが、その場合でも基準はあるわけで、基準該当サービスで言えば3人以上という緩めた基準ですら、提案団体の中山間地域の実情に応じたものになっていないので、なかなか使える状況にないというところが提案の出発点である。

新型コロナが終わったということは承知の上で、コロナ対策の下で行われた対応により、基準が厳しいというところでもなおサービスの提供ができる見込みがあるという観点から出てきたものである。

「基準を満たした場合」の「基準」を満たすことができないエリアについての対応策が広く要求されているのだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 介護保険を実施するに当たり大きな課題となっているのは、やはり介護人材の不足。これについては、処遇改善加算など様々な形で何とか確保をしようとする国としても努力をしている。

もちろん中山間地域もだが、都市部においても介護を担う者の高齢化ということもあるので、これについてどう手を打っていくのかというのは、国としてもいろいろな実情を聞きながら取り組んでいきたいと思っている。一方で、また難しいところは、介護を受ける側の方のことも考えないといけない。訪問介護については、自宅に伺って、プライベートな空間の中で事業を実施するわけで、一定の資格要件、一定の基準が必要だと考えている。

訪問介護については、人員基準を満たしてもらえば、資格要件等の審査があるわけで、指定を受けた事業者がサービス提供することで利用者も安心して使える。通所介護については、そのような要件がないので、経験がない者、あるいは資格のない者が訪問することになるので、やはり我々としても緩めた基準を設けている。

基準で3人とあるが、時間の要件もなく、短時間ずつでも構わないので、通所の事業者があるのであれば、3人ぐらい業務に従事できる者で指定を受けて事業を実施するという方法はあると考えている。

(高橋構成員) 訪問介護事業所がないところで訪問介護員がその地域にいるというのも考え難く、訪問介護員の資格を持っている者が3人いればというが、それがいない状態であるから提案が出た。

介護を受ける方の安心ということを考えるのであれば、ある種の軽い研修、働きながら受けられる研修をやれば、それでよしとするということも考えないと、實際上、訪問介護ができない状態が全国に発生する危険が高いと思うので、その点の考えをお聞きしたい。

(厚生労働省) 介護福祉士については、一つの資格なので、訪問して介護を受けられる方のプライベートな空間に立ち入って、かつ、身体介護もあるので、しっかりとした資格要件が必要であると考えている。

(高橋構成員) 旧1級課程修了者でもよいのでは。

(厚生労働省) 経過措置として定められている。

(高橋構成員) 實際上、同等な形で研修を全員受ければ、それでよしということも考えられないか。

(厚生労働省) これからの介護の在り方として何が望ましいのかという観点から考える必要があると考えている。

(大橋部会長) 全国一律で基準等を下げるのは問題があるので、一定の基準の下でサービスを高めていく必要があることは理解するが、全国的に事業所の配置を見ても、足りているところと、提案団体を中心として数が足りていないところがあって、サービス提供自体が欠けているところについては何らかの柔軟な対応をする必要があるのではないか。

その場合に、今回お示しがあつた一定の条件が、なおそれをくみ取るだけのものになっていないので、全国一律の基準を見直す必要があるということではなく、中山間地の現状に合わせて一定のサービスを受けられる体制を築くためには、どういう提案が考えられるのかを是非第2次回答でお聞かせいただきたい。

提案団体がコロナの通知を引き合いに出しているのは、コロナ禍がどうか、サービス形態がどちらかということを行っているのではなく、柔軟な運用を今回の課題に合わせた形で出していれば対応する余地があるということで、実際にコロナ禍には、コロナの対策として出された施策を使いながらサービスの足りないところを補ってきたという事実があるわけで、これは相当の措置を求める一つの制度提案だと思う。

これに固執するということはないが、中山間地で基準を下回っているエリアでも、何かしらのサービスをきちんと受けられるだけの提案を第2次回答のときには是非お聞かせいただきたいと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 介護保険制度の発足以来、もちろん最初の制度が全てということではなく、柔軟にサービス提供者のニーズも踏まえながらいろいろ検討してきたところ。

したがって、我々も特に中山間地域を含めて介護人材の不足は、非常に大きな課題だと思っているので、不断に検討したいと考えている。

(大橋部会長) これだけの県がそろって何らかの対案を求めているので、是非前向きに第2次ヒアリングのときに考えをお聞かせいただきたい。

<通番 20 : 大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し (環境省) >

(大橋部会長) 本提案は、測定局数の調整に関わるもので、事務処理基準（大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準）に具体的な算定基準が書いているが、この中身についての改正をお願いするものである。これについて平成22年の事務処理基準改正により弾力的な運用が可能になったようだが、具体的にこの基準になって設置数はどれぐらい減少したのか。

(環境省) 今、正確な数字の変動は持ち合わせていないが、平成22年の事務処理基準改正により測定局数が減った都道府県もある一方、一部増えている都道府県もある。

(大橋部会長) 具体的な数字を前提に議論したいので、数の推移を示していただきたい。これは、昭和46年の公害問題が非常に激しかったときにこのような基準の問題が出てきて、平成17年から人口基準として人口75,000人当たり1局として基準が設けられているところ、その根拠がおおむね1,700局とか1,800局を確保することをベースにして人口基準が出されているのだとすれば、この75,000という数字は測定局ありきの逆算基準のようにも見えるし、人口の75,000という数字と面積の25平方キロメートルという基準がベースになっているので、弾力化と言ってもやはり限界がある。人口基準なり、可住地面積基準の具体的なエビデンスについて、根拠を示していただきたい。それをベースにして、自治体のほうがもう少し柔軟に動かせるものかどうか、逆に言うと、この部分がある程度決まっていると、もうそれほど調整の余地がないのではないかというのが、この提案を拝見した率直な印象である。そうだとすると、測定局はこれくらい必要で、恒常的にずっとデータを取っていききたいというような仕組みのように見えて、自治体がいろいろ考えながら状況を踏まえて決定するという仕組みにはなっていないように見えるため、現行基準の根拠にかかるエビデンス、数字について説明いただきたい。

(環境省) 平成17年に大気環境モニタリングの在り方に関する検討会を設けて検討しているという経緯がある。75,000人について、当時の測定局が1,700局程度あったため、それを維持するために逆算して75,000人と示したところ。25平方キロメートルについては、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（昭和46年8月25日）の通知により、広域的な汚染物質であるということを根拠に、5キロ四方、25平方キロメートルと示している。その後、それぞれ都道府県でいろいろ検討していただいて、これは物質ごとに違うが、測定局を1,500ほど維持しているところもあるれば、1,000ぐらいに減っているところもあるほか、項目によっては300程度まで減っているところもある。逆に測定局を増やしていただいている都道府県もあるが、そこは都道府県でいろいろ検討していただいているところと承知をしている。

(大橋部会長) 物質自体は公害の担当の方が努力されたこともあって改善されている中で、25平方キロメートルの可住地面積基準は、最初は昭和46年のときの硫酸化物の測定局をベースにできた基準だと聞いているので、測定する物質自体の発生源の状況が推移してきているのだとすれば、それらが反映されたような基準がエビデンスのある基準なのではないかなという気がする。そうすると、先ほどの人口基準と面積基準を合わせると、すごく固定的なところがベースになっていて、逆に地方公共団体の方から見ると、測定局を維持するコストの問題については自分たちの判断の余地が残されていないような問題になっている気がする。このような意見は従前から出されているものなので、今回、具体的に求められている基準の根っこにあるものはどういうことなのか、本当に可住地面積基準と人口基準の下で弾力的な運用ができるのかについて、具体的に考えをまとめていただき、できれば第2次ヒアリングのときには、少しここを緩和したような形で、事務処理基準を今の大気状況に即したものにしていきたいというのが今回の提案のベースにあると思うので、御検討をお願いしたい。

そのため、具体的な数字もいただきたい。平成22年の事務処理基準改正からのビフォーアフターを比べてみて、基準の性格について考えてみたいが、そのような問題意識を環境省は持っていないのか。割と固定的で、ある意味安定的に局数が維持されるような基準になっていて、逆に言うと維持コストについてはあまり考えられていないのかなという気がしないでもない。そのような基準になっているところが今回の出発点だと思うが、その問題意識はいかがか。

(環境省) 経年的な変化については、今すぐにお示しできるものがないため、準備をしたい。もう一点、人口基準等々の基準について、御指摘のとおり、当時、1,700、1,800ぐらいあった、これぐらいの測定局が必要だろう、全国でこれぐらいあればきちんと対応できるだろうというベースの下で、逆算して75,000という数字が出たと認識している。御指摘のとおり、現状の大気環境はかなり改善していると思われ、実際に低くなっている項目も非常に多い。ただ、依然として、光化学オキシダント、PM2.5のように基準を満たさない項目もあり、また、このモニタリングは、今後大気環境が例えば事故等も含めて急激に悪化したときに対応することも踏まえた整備が必要であると考えている。先ほど申し上げたとおり、なお書き等を追加して地域で柔軟に対応できるようにしていると思っているが、果たしてそれが各自治体にきちんと伝わっているのかどうか、経年的な変化のみなら

ず、各自治体にどのような課題があるのか、少し調べさせていただいて、どのような対応が可能か、必要かを検討したい。

(大橋部会長) 提案のベースにあるのは、物理的な機器とかいろいろな施設の保守管理、点検費用だが、測定局があれば常時監視するため監視体制が必要になり、ここで合理化ができれば、その部分をほかで使いたいという要請だと思う。環境行政の観点からいえば、ダウンするのではなくて、そちらに力を注ぎたいということだと思うので、基準の見直しについても前向きに検討いただきたい。

(高橋構成員) 環境法を教えている身として、データに基づいて議論したほうがいいと思う。測定項目についてどのような推移をしているのかについてデータで出していきたい。その上で、当時は全国的に網羅的に把握することが必要だった項目についても、サンプル的に、10年も20年もクリアしているところについては例外的に除外するとか、いろいろなやり方があり得ると思うので、その辺も含めて少し考えていただきたい。

(勢一部会長代理) 高橋構成員がおっしゃったとおりで、科学的なエビデンスに基づいて運用しないと、そもそも制度としても問題だと思う。法の目的が、国民の健康保護とか生活環境の保全のためということで、全国的視点から必要な測定局の数として基準を示されれば、自治体で、自分の地域で改善されているからと簡単に数を変えることができるのかという点、これは法定受託事務でもあるため、なかなかそうはいかない、判断し難いのだろうと思う。それで、エビデンスを調べていくとすごく古い時代のものを維持しているというような形になっているため、ここは環境省として今後大気モニタリングをどうするのかというところをしっかりと見つけ直して、基準自体をエビデンスに基づいて再検討いただく必要があるのかなと思うので、是非次はきちんと数字を出して、共有させてもらえればと思う。

(大橋部会長) 以上、こちらの問題意識を伝えたので、数字を見ると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質も相当減ってきていることもあるため、そのようなデータに基づいて、具体的に今後の測定局数の在り方はどうなのかという点についての見通しを第2次ヒアリングのときには是非聞かせいただきたい。

<通番 15：司書教諭の設置義務の緩和（文部科学省）>

(大橋部会長) 司書教諭の設置の義務付けについて、統計を見る限り、公立の中学校における12学級以上の学校の司書教諭の発令割合は98.9%という非常に高い数字が出ているため、これだけを見ると非常に良好な状況に見える。しかし、設置義務が課されていることによって、学校に起きていることの問題点を指摘しているのが今回の提案である。追加共同提案団体についても、北海道から宮城県まで相当数が上がってきているため、共通の認識を持っている。数字からは見えにくいところだが、設置義務が課されているから充足しようと、法律遵守で一生懸命に現場が人を充てた結果だと思う。八王子市は、学校における教育面での配置について、部活などいろいろなものを考えたときに、この先生をここに人事配置しようと思ったのだけれども、設置の義務付けがある関係で人事配置上の支障が出てきているというような問題点を指摘されてきたところである。人事配置上の支障について何らかの工夫が必要ではないか。

文部科学省の回答にあったように、講習の機会を増やすことで解決する問題なのか。今回、八王子市が指摘している問題の認識は既に持っていたのか。

(文部科学省) 自治体でどう人事を行っているのかというのは、我々にあまり届かないところである。かつ、部活動が要因ということで八王子市は書いているが、文部科学省としては、部活動の地域移行を政策として進めている。教員ではなく、地域の方々とやっていくことを進めている状況であるため、今後はより教員の人事配置はしやすくなることを推測しているところ。

(大橋部会長) 部活だけではなく、進路指導や学年主任など、教員の配置プランが司書教諭の設置義務がある関係でうまくいかなかったというような、学校運営上の問題が生じているという提案だと思うが、その点はいかがか。

(文部科学省) 学校の経営や運営をしていく上で、優先順位をどこにつけるかということなのだと思う。八王子市がポイントとするところも、現場としては優先する部分があるのかもしれない。実際、部活の顧問は、なかなか請け負ってくれる先生が見つからなく困っている部分があるのかもしれないが、私は現行の学習指導要領の改訂にも携わったが、これからの子供たちにしっかりと課題解決能力を身につけさせていく上で、実際に書籍を調べるような力は絶対に必要だと思う。教科書に基づいて詰め込み教育をやっているだけでは、今の子供たちは将来、活躍できないと思うので、探求型の学習をどんどん取り入れていくという大きな教育の方向性があり、その中で学校図書館の果たす役割は非常に大きいと考える。

もちろん今、タブレットなどを配布しているので、ネットで検索し、場合によっては ChatGPT を使って調べ学習を簡単に終わらせてしまうかもしれないが、それでは駄目だと思う。きちんと文献に当たって調べて、それを自分の力でまとめるという作業をやっていくというのは、これからの子供たちの学習に絶対に必要だと思っているので、文部科学省としては、学習を進めていく上で司書教諭の役割は非常に大きいと考えているところ。各市町村の教育委員会にも理解いただきたい。

(大橋部会長) 図書館の重要性は認識しており、学校の教員もそのようなことは理解している上で、人が十分に足りていない中で円滑に運営しようと思ったときに、設置義務というような形で、組織上、司書教諭を充てなさいというような形でやるというのは非常に強い縛りであり、それが及ぼされたことによってこのような問題が出てきている。

例えば、図書館の活用ということであれば、司書教諭のほかに学校司書もいるのなら、協力し合ってやるという形はいかがか。必ず教員がそこに当たらなければいけないということになると、非常に窮屈なことになると思うが、その点はいかがか。

(文部科学省) 学校司書は、特段、資格要件が定められておらず、日常行っている業務は本の貸出しやレファレンスサービスという作業のため、学校司書が教育の中身に踏み込んで教員にアドバイスをすることは少し難しいと思っているところ。

(大橋部会長) 単独ではなく、協力してやるということはいかがか。

(文部科学省) そういう力を持っている方も一部にはいるかもしれないが、現行では少し難しいと思っている。学校司書は必置ではないため、そもそも学校にいない場合もある。

(高橋構成員) 提案をどう実現するかについては、提案どおりに必ずやらなければいけないという話ではない。学校図書館がきちんと機能するのであれば、必置規制は外すという方向がないか考えていただきたい。

例えば、計画が適切に作られていて、それが十分である場合など。さらに言うと、連絡・調整ぐらいは学校司書にお願いしてもいいと思う。結果として、図書館に関する学校の運営体制が確立されていると認定できるようなものについては置いたものとみなすような形で考えていただくこともあり得るのではないかなと思うが、いかがか。

(文部科学省) 既に、11 学級以下の学校については司書教諭の必置規制を弾力化している。少なくとも、12 学級以上の大きな学校については司書教諭を置き、司書教諭が中核となり、学校図書館の利活用について、学校としての計画をつくる、あるいは、同僚の教員を指導するということが必要だと思っている。

(高橋構成員) 結果が適切に確保されればいいのではないか。そのような理念が当該学校できちんと達成できるような状態であれば、司書教諭を必置規制という形で置かなくてもいいのではないかとことを申し上げている。かつ、12 学級未満の学校でも（学校図書館の運営に）必要なことはやっているのか。

(文部科学省) 当然、必要なことはやっていただくように文部科学省としては指導しているところ。

(大橋部会長) 12 学級未満の学校は司書教諭の設置義務はないから、教員が今ある形でいいと思って司書教諭の発令割合が3割という数字になっているわけで、12 学級以上の学校が発令割合を9割まで上げているというのは相当無理をしているのだと思う。

少なくとも、今回の提案で司書教諭の設置義務規定があるために、司書教諭の優先配置が法律を守ることからするとマストだという状況の下で、学校主任、進路指導主任、高学年担当教員などというところに割り当てようと思っているようなプランが実現できていないという支障が出ているので、そのところは解消する必要がある。対案をお願いしたい。さらに、教員がこれから退職を迎えていくというような中で、この設置要件を維持したままこの問題が解決できないのではないか。

(文部科学省) 司書教諭の修了者数については、平成9年以降、20 万人以上を養成しているわけで、配置が難しいところは配置の工夫で対応していただくのと、先ほど申し上げたとおり、これから計画的に受講させていただくということで対応いただきたい。

(大橋部会長) これは八王子市の人々がたまたま思いつきで言っているのではなくて、ほかの追加共同提案団体がこれだけ数が並んでいるということは、今申し上げたような構造的な支障が現場から出てきているものなので、そこは軽視しないでいただきたい。修了者数を見て大丈夫だということではないと思うが、いかがか。

(勢一部会長代理) 修了者数が必置の学校数の10倍いるのだから足りないはずがないというような趣旨だと思う。受講して修了した方の年齢構成はどうなっているか。

(文部科学省) 年齢構成は把握していない。

(勢一部会長代理) 現役で仕事をされていて、まさに中堅で学校のいろいろな仕事を担っている方が司書教諭の資格を持っていたとしても、その人はいろいろなところに配置したい人材で、学校の司書教諭の要件を満たすためにもその人が必要という話になる。数字としてはこれまでの養成実績はあるのだが、現場での人材の充足率という意味では、数字自体をもう一度検討した上で、本当に十分な体制になっているのか、持続可能な体制になっているのかということも考えていただく必要があると思う。その点はいかがか。

(文部科学省) 配置の状況や資格所有者が学校現場にどれぐらいいるかというのは、我々は把握していないので、そういうのは今後把握するようなことも検討したい。

また、今回の提案自治体で、八王子市以外にも、どういうところで不都合が生じているのか、直接お話を伺いたい。

(大橋部会長) 意見を聞いていただく場合には、文部科学省と自治体との一対一というような関係ではなくて、事務局に介在していただいて、一緒に今回の提案について、どのような問題が生じているのかということについて是非聞いていただきたいと思う。

複数の自治体で、学校本来の要望が実現できないし、さらには学校の先生本人の希望にも合わないような人事をせざるを得ないような運用が現場では起きているという問題提起がされていて、どうもそのところはあまり御覧になっていないみたいなので、設置義務の規制がどういう影響を及ぼしているのかということを見据えた上で、対応策を示していただければと思う。

(多田企画官) 部会長から御提案いただいたような形で、提案団体と文部科学省、事務局で提案団体の意見を聞いていただけるような場を設けたいと考えている。

(大橋部会長) それでは、こちらの問題意識をお伝えしたので、以上で重点事項 15 番のヒアリングを終了する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)